

経済安全保障推進法の基幹インフラ制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議幹事会について

令和5年7月24日
経済安全保障推進法の基幹インフラ制度の円滑な運用等に係る
関係府省庁会議決定

- 1 経済安全保障推進法の基幹インフラ制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議の開催について（令和5年7月24日関係府省庁申合せ）第3項に基づき経済安全保障推進法の基幹インフラ制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議幹事会について以下のとおり定める。
- 2 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定社会基盤役務担当）
副議長	内閣官房内閣参事官（国家安全保障局）
構成員	内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター） 金融庁総合政策局リスク分析総括課ITサイバー・経済安全保障監理官 総務省国際戦略局参事官 外務省総合外交政策局安全保障政策課経済安全保障政策室長 農林水産省経営局金融調整課長 経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ 商取引監督課長 経済産業省資源エネルギー庁長官官房総務課需給政策室長 国土交通省総合政策局情報政策課長
- 3 幹事会の庶務は、内閣府において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
- 5 幹事会、幹事会の記録及び幹事会で配布された資料については、原則として非公開とする。